

令和 7 年度
運転適性診断受診
助成金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、公益社団法人奈良県トラック協会(以下「協会」という。)の会員事業者が適性診断認定機関(以下「認定機関」という。)が実施する運転適性診断の受診費用に係る助成金の交付に関して必要な事項を定め、会員事業者の輸送の安全の確保に資することを目的とする。

(助成対象者)

第 2 条 助成対象者は、協会会員で協会入会金及び初回会費を納入しており、かつ、協会会費規程第 5 条に規定する会費の滞納がない事業者とする。

(事業期間)

第 3 条 本要綱に定める助成事業は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 2 月 28 日までとする。ただし、予算額に達し次第、本助成事業は終了する。

(対象機関)

第 4 条 助成対象となる認定機関、条件等は、協会が別に定める。

(受診対象者)

第 5 条 会員事業者の奈良県内営業所に所属する者を対象とし、事業期間内に同一種類の適性診断につき 1 人 1 回までとする。

(助成金額)

第 6 条 助成金の交付額は、適性診断(一般診断・初任診断・適齢診断)の受診に要した費用とする。ただし、診断会場までの交通費等は含まない。

(助成金の交付)

第 7 条 協会は、助成金の交付を受けようとする会員事業者が、認定機関に予約を行い、受診後、認定機関からの請求に基づき、その内容を精査し、予算の範囲内で当該助成金額を確定し、助成金を交付するものとする。

(報告の義務)

第 8 条 助成金の交付を受けた会員事業者は、協会が必要と認める場合には、所要の報告をしなければならない。

(助成金の返還)

第 9 条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他協会が定める事項に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるものとする。

(附 則)

1. この要綱は、令和7年4月1日より適用する。